

2-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質基準対象工場・事業場

(平成30年3月31日現在)

	大阪府	権限移譲 市町村	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市	枚方市	合計
瀬戸内海法	1	2	1	3	0	0	0	1	8
ダイオキシン法	11	23	16	11	4	4	2	3	74
合計	12	25	17	14	4	4	2	4	82

(注) ・「瀬戸内海法」の欄は、ダイオキシン類対策特別措置法に定める水質基準対象施設を設置する工場・事業場で瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を要するものの数である。
 ・「ダイオキシン法」の欄は瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を要しない工場・事業場の数である。